

指定管理者制度に関する資料

目 次

指定管理者制度について	... 1
1 指定管理者制度の概要	... 1
（1）管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点	... 1
（2）指定管理者制度を導入できない施設	... 1
（3）制度導入に係る経過措置等	... 2
2 指定管理者制度導入スケジュール	... 2

指定管理者制度について

1 指定管理者制度の概要

公の施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正（平成15年6月13日公布、同年9月2日施行）が行われ、従来の地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体のみに委託できる「管理委託制度」から、地方公共団体が、これらの団体以外の民間事業者を含む団体を管理者に指定する制度である「指定管理者制度」に移行することとなった。

（1）管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点

	管理委託制度	指定管理者制度
地方公共団体が施設の管理を行わせることができる者	地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上の出資等） 公共団体 公共的団体（自治会等）	民間事業者を含む団体（個人は除く） 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	地方公共団体の管理権限の下で契約に基づき、具体的な管理事務・業務を管理受託者が執行 施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない	地方公共団体の指定を受けた指定管理者が、施設の管理を代行する 条例に基づき指定管理者も、使用の許可を行うことができる 地方公共団体は、指定管理者に対して、必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	委託の条件 管理者 等	指定の手続き 業務の具体的範囲 管理の基準 等
地方公共団体との関係	委託契約	指定（協定）

（2）指定管理者制度を導入できない施設

総務省の通知では、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合には、指定管理者制度を導入することができないとされている。

しかし、各所管省庁において規制緩和や法解釈の運用により、導入を可能とする動きがあるため、各省庁の動向を注視していく必要がある。

(3) 制度導入に係る経過措置等

新規施設や直営施設を外部に委ねる場合は、その時点から指定管理者制度によらなければならない。

また、施行日において指定管理者制度を実施している施設は、施行日から起算して3年を経過する日(平成18年9月1日)までに指定管理者制度に移行しなければならない。

2 指定管理者制度導入スケジュール

管理委託施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度を導入する必要があることから、それまでに導入を図る。

なお、条例改正や指定の議決等の導入準備については、下記のとおり行う。

- ・ 条例改正案提出 平成17年12月議会・3月議会
- ・ 指定管理者の公募・選定 平成18年1月～・4月～
- ・ 指定の議案提出 平成18年3月議会・6月議会
- ・ 指定管理者による管理 平成18年4月～・9月～